

起業を目指す方・起業後間もない方を支援します！

由利本荘市 起業・事業承継支援補助金

由利本荘市内で新たに起業を目指す方または起業後6カ月以内の方に対して、起業に係る経費の一部を助成します。

○補助金の額

1. 補助対象経費の3分の1以内、上限30万円

ただし、以下のいずれかに該当する場合は、地域課題解決枠として上限60万円

①おおよそ3人以上の新たな正規雇用がある ②中心市街地の空店舗を活用する

○補助対象者（次の要件をすべて満たすこと）

1. 市内に住所を有し、市内においてこれから起業する、または起業後6カ月以内の個人または法人であること。
2. 市商工会の継続的な経営指導等を受けること。
3. 市税等の滞納がないこと。
4. 過去にこの補助金を受けていないこと。



○補助対象経費

1. 施設設備費：建物に係る、内・外装、空調・電気・冷暖房、上下水道、外構等に係る工事費、建物の賃貸に係る家賃（敷金・礼金は除く）
2. 機械器具費：作業機械、工作機械、業務用冷蔵庫・厨房機器、事務機器等の備品購入費（中古品は対象外。備品は単価10万円以上のもの。）
3. 広告宣伝費：ホームページ作成、新聞・雑誌広告、テレビ・ラジオCM放映、パンフレット・チラシ製作等に要する経費

○申請時に必要な書類

- ・補助金等交付申請書
- ・起業計画書
- ・新規起業に係る確認書
- ・納税等状況調査同意書
- ・住民票抄本
- ・事業計画に係る見積書



※この補助金を申請するには市商工会の指導が必須となります。

申請を検討する場合は、市商工会（TEL：0184-23-8686）にご相談ください。

（この補助制度に関する問い合わせ）

由利本荘市商工振興課
TEL 0184-24-6372
Eメール syoko@city.yurihonjo.lg.jp